平成２１年（フ）第１９４３３号
東京都足立区栗原１丁目２－１－428
債務者　清本明こと　鄭　　南水
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３４号
東京都板橋区前野町３丁目44－２－703
債務者　黒澤　仁美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３５号
宮城県仙台市宮城野区宮城野１丁目４－12－506
債務者　平間　清幸
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３６号
福島県会津若松市金川町８－20
債務者　小峯世津子（旧姓猪瀬）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３７号
東京都町田市原町田２丁目22－30－706
債務者　小野田恵理（旧姓谷中）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３８号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目10－13－105
債務者　岩井　直子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３９号
秋田県秋田市飯島飯田２丁目６－６
債務者　佐藤　　泉（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４４０号
東京都豊島区池袋本町３丁目９－１－205
債務者　酒井　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４４１号
福島県福島市飯野町字町畑48－２
債務者　岡野　恭子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４４２号
福井県福井市福１丁目417－206
債務者　岩淵　悟子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４４３号
岡山県岡山市南区藤田418－109
債務者　橋羽　留美（旧姓中濱）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４７１号
東京都江東区北砂５丁目20－７－621
債務者　金田　洋三
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４８３号
埼玉県三郷市栄３丁目43－２
債務者　伊藤　富近
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４９０号
東京都江戸川区上篠崎２丁目22－12－103
債務者　木村宗四郎
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４９１号
東京都大田区大森西３－４－13－202、住民票上の住所東京都品川区八潮５丁目６－38－504
債務者　山野目龍一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部